

資料 2-1 京丹後市防災会議

資料 2-1-1 京丹後市防災会議条例

京丹後市防災会議条例

〔平成 16 年 4 月 1 日
条 例 第 19 号〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、京丹後市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 京丹後市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 京都府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 京都府警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から市長が任命する者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

6 前項の委員の定数は、25 人以内とする。

7 第 5 項第 8 号、第 9 号及び第 10 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、京都府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 6 月 10 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市防災会議委員

区分	機関等の名称	役職名	連絡先	
			住所	電話
会長	京丹後市長			
1号委員 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者				
	舞鶴海上保安部	部長	舞鶴市字下福井 901 舞鶴港 湾合同庁舎	0773-76-4120
2号委員 京都府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者				
	京都府丹後広域振興局	局長	京丹後市峰山町丹波 855	62-4301
	京都府建設部丹後土木事務所	所長	宮津市字吉原 2586-2	0772-22-3244
	京都府健康福祉部丹後保健所	所長	京丹後市峰山町丹波 855	62-0361
3号委員 京都府警察の警察官のうちから市長が任命する者				
	京都府京丹後警察署	署長	京丹後市峰山町長岡 469-1	62-0110
4号委員 市長がその部内の職員のうちから指名する者				
	京丹後市	副市長	京丹後市峰山町杉谷 889	69-0001
5号委員 教育長				
	京丹後市教育委員会	教育長	京丹後市大宮町口大野 226	69-0610
6号委員 消防長				
	京丹後市消防本部	消防長	京丹後市峰山町丹波 826-1	62-0119
7号委員 消防団長				
	京丹後市消防団	団長		
8号委員 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者				
	西日本電信電話(株)京都支店	設備部長	京都市中京区壬生東淵田町 22N T T 京都御前ビル 3階	075-842-9836
	関西電力送配電(株)京都支店 電力 本部 福知山配電営業所 宮津技 術サービスセンター	所長	宮津市字鶴賀 2064-15	0772-22-2186
	北近畿タンゴ鉄道(株)施設統括本部	本部長	宮津市字外側 2500-2	0772-25-1679
	WILLER TRAINS(株) 運行本部	本部長	宮津市字鶴賀 2065-4	0772-25-2323
9号委員 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者				
	北丹医師会	会長	京丹後市峰山町杉谷 1087	62-0537
10号委員 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者				
	航空自衛隊第 35 警戒隊	隊長	京丹後市丹後町袖志	0772-76-0631
	京丹後市議会	議長	京丹後市議会事務局内	69-0010
	京丹後市区長連絡協議会	会計		
	京丹後市民生児童委員協議会	会長		
	京丹後市社会福祉協議会	会長	京丹後市弥栄町溝谷 3450 弥栄庁舎内	事 65-2100
	京丹後市商工会	女性部長	京丹後市峰山町杉谷 836-1	62-0342
	京丹後市障害者団体連絡協議会	代表理事		
	京丹後建設業協会	会長		事 62-0012
	京丹後市女性連絡協議会	理事		
	京丹後市国際交流協会	事務局長	京丹後市峰山町杉谷 889 京丹後市役所内	事 69-0120

資料 2-2 自主防災組織補助金交付要綱

京丹後市自主防災組織補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 13 日

告示第 32 号

改正 平成 26 年 7 月 17 日告示第 137 号

平成 27 年 11 月 27 日告示第 275 号

令和 3 年 3 月 1 日告示第 31 号

令和 4 年 3 月 8 日告示第 24 号

令和 4 年 9 月 15 日告示第 243 号

(趣旨)

第 1 条 災害に強いまちづくりを推進するため、地域住民が自主的な防災活動を行うために設立した防災組織（以下「自主防災組織」という。）が行う防災資機材の購入等及び防災士（特定非営利活動法人日本防災士機構の認証及び登録を受けた者をいう。以下同じ。）の資格取得に要する経費に対し、京丹後市補助金等交付規則（平成 16 年京丹後市規則第 64 号）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金交付の対象となる自主防災組織は、自治会（2 以上の自治会が共同する場合を含む。）を単位として組織した団体とする。

2 2 以上の自治会が共同で組織した場合は、一の団体とみなす。

(補助対象事業等)

第 3 条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とし、その補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりする。ただし、第 3 号に掲げる事業については、当該年度内に日本防災士機構による防災士認証登録を受けるものに限る。

- (1) 防災資機材購入事業
- (2) 防災資機材修繕事業
- (3) 防災士資格取得事業
- (4) タイムライン等作成事業

2 補助対象経費に他の制度による補助金等の交付決定を受けた経費がある場合は、補助対象経費から当該額を控除する。

3 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、京丹後市自主防災組織補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類については、当該年度に初めて申請する場合に限るものとする。

(1) 自主防災組織の規約及び組織編成表

(2) 防災資機材の購入等に係る見積書又は防災士資格取得に係る講座の受講を証する書類及び補助対象経費を確認できる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第5条 補助金の実績報告は、京丹後市自主防災組織補助金実績報告書(様式第2号)により、次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の支払を証する書類の写し

(2) 防災資機材の購入内容若しくは修繕箇所を明らかにした書類等又は防災士認証状の写し

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(水害等避難行動タイムラインの作成に係る特例)

2 令和4年度から令和6年度までに交付する京丹後市自主防災組織補助金に限り、第2条に規定する補助対象団体のうち水害等避難行動タイムラインを作成し、市長に届け出ている団体に対する第3条第1項の規定の適用については、別表中「補助対象経費の2分の1の額」とあるのは「補助対象経費の3分の2の額」とする。

(Wi-Fi環境整備に係る特例)

3 令和4年度から令和5年度までに交付する京丹後市自主防災組織補助金に限り、別表に規定するWi-Fiルータの購入等に要する経費については、同表中「補助対象経費の2分の1の額」とあるのは「補助対象経費の4分の3の額」とする。

附 則（平成26年7月17日告示第137号）

この告示は、平成26年7月17日から施行し、この告示による改正後の京丹後市自主防災組織補助金交付要綱の規定は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年11月27日告示第275号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月1日告示第31号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月8日告示第24号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月15日告示第243号）

この告示は、令和4年9月15日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
(1) 防災資機材購入事業	ア 情報伝達用資機材購入事業	携帯用無線機、トランシーバー、仮設用掲示板、メガホン等の購入に要する経費
	イ 消火用資機材購入事業	小型動力ポンプ、街頭用消火器、格納器具一式、バケツ、ヘルメット、防火衣、とび口等の購入に要する経費
	ウ 救助用資機材購入事業	ジャッキ、スコップ、かけや、梯子、ロープ、つるはし、ハンマー、パール、おの、のこぎり等の購入に要する経費
	エ 救護用資機材購入事業	救急医療用具、担架、車椅子、テント、防水シート、簡易トイレ、毛布等の購入に要する経費
	オ 避難用資機材購入事業	発電機、投光器、コードリール、強力ライト、リヤカー、誘導旗、腕章、避難所誘導看板等の購入等に要する経費
	カ 給食給水用資機材購入事業	炊き出し用炊飯装置、給水タンク、緊急用ろ水装置、かま、なべ、ビニールシート等の購入に要する経費
		補助対象経費の2分の1の額。ただし、一の年度において8万円を上限とする。

キ 防災啓発用資機 材購入事業	視聴覚教材、パンフレット、旗、パネル、訓練用水消火器等の購入等に要する経費	
ク 資機材保管用設 備購入事業	簡易倉庫等の購入に要する経費	
ケ 避難所運営用資 機材購入事業	パーテーション、段ボールベッド、大型扇風機、防災マット、Wi-Fiルータ、足踏み式消毒液ポンプスタンド、非接触式体温検知器（サーマルカメラ）等の購入等に要する経費	
(2) 防災資機材修繕事業	小型動力ポンプ、発電機、投光器等の修繕に要する経費。ただし、1回の申請に係る事業費が3万円以上のものに限る。	
(3) 防災士資格取得事業	資格取得に係る講座の受講、試験の受験及び認証登録に要する経費	補助対象経費の10分の1
(4) タイムライン等作成事業	新たに作成する水害等避難行動タイムライン、地区防災計画に係る印刷製本等に要する経費	0の額。ただし、1の年度において6万円を上限とする。

京丹後市長 様

申請者 自主防災組織の名称
代表者住所 京丹後市
代表者氏名
連絡責任者住所 京丹後市
氏名
電話番号

印

京丹後市自主防災組織補助金交付申請書

このことについて補助金の交付を受けたいので、京丹後市自主防災組織補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業区分

※「防災士資格取得事業」を申請される場合は、資格取得予定者の氏名、生年月日及び住所をご記入ください。

2 補助金交付申請額

総事業費 円
補助金の額 円

備考 この申請書には、次の書類を添付してください。

- ① 自主防災組織の規約及び組織編成表
- ② 防災資機材の購入等に係る見積書又は防災士資格取得に係る講座の受講を証する書類及び補助対象経費を確認できる書類の写し
- ③ 防災啓発用資機材を購入する場合は、防災啓発内容が確認できる書類

京丹後市長 様

申請者 自主防災組織の名称
 代表者住所 京丹後市
 代表者氏名
 連絡責任者住所 京丹後市
 氏名
 電話番号

印

京丹後市自主防災組織補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金等の交付決定を受けた下記の事業が完了したので、京丹後市自主防災組織補助金要綱第5条により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金の交付決定額と精算額

交付決定額 円
 精算額 円

2 補助事業の内容

補助対象事業区分

3 収支報告書

	項目	決算額	説明
収入			
	計		
支出			
	計		

備考 この報告書には、次の書類を添付してください。

- ① 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- ② 防災資機材の購入内容若しくは修繕箇所を明らかにした書類等又は防災士認証状の写し

資料2－3 地区防災計画一覧

	地区名	計画名称	規定年月日
1	大宮町奥大野区	奥大野防災計画	平成29年3月21日
2	峰山町橋木区	橋木区防災計画	平成29年3月21日
3	峰山町荒山区	荒山区防災計画	平成30年2月21日
4	峰山町長岡区	長岡区防災計画	平成30年2月21日
5	峰山町新治区	新治区防災計画	平成30年2月21日
6	久美浜町佐野甲区	佐野甲区防災計画	令和2年3月25日
7	大宮町口大野区	口大野区地区防災計画	令和3年3月19日